

## 議第221号

### 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「6,300」を「6,800」に、「9,730」を「10,500」に、「12,600」を「13,600」に、「19,400」を「21,000」に、「25,100」を「27,100」に、「44,600」を「48,200」に、「68,700」を「74,200」に、「89,500」を「96,700」に、「39,000」を「42,100」に、「50,400」を「54,400」に、「126,000」を「136,000」に、「194,000」を「210,000」に、「251,000」を「271,000」に、「1,830」を「1,980」に、「2,510」を「2,710」に、「3,100」を「3,350」に、「4,680」を「5,050」に、「6,180」を「6,670」に、「3,680」を「3,970」に、「4,360」を「4,710」に、「1,260」を「1,360」に、「2,060」を「2,220」に改め、同項第2号アの表中「220」を「240」に、「350」を「380」に、「500」を「540」に改め、同号イの表中「220」を「240」に、「2,200」を「2,400」に、「350」を「380」に、「3,500」を「3,800」に、

500
-----

を

540
-----

に、「5,000」を「5,400」に改め、別表第2項第1号の表中「2,740」を「2,960」に、「1人1回につき740」を「1人1回につき800」に、「3,550」を「3,830」に、「4,460」を「4,820」に、「2,060」を「2,220」に、「500」を「540」に、「3,320」を「3,590」に改め、同項第2号の表中「2,170」を「2,340」に、「2,740」を「2,960」に、「3,320」を「3,590」に、「5,040」を「5,440」に、「7,210」を「7,780」に、「1,940」を「2,100」に、「2,640」を「2,850」に、「3,210」を「3,470」に、「4,820」を「5,210」に、「6,760」を「7,310」に改め、同項注3中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。